

サンシティパレス塚口
重要事項説明書

記入年月日	2020年10月1日
記入者名	谷 光裕
所属・職名	支配人

1 事業主体概要

種類	個人/法人	
	※法人の場合、その種類	株式会社
名称	(ふりがな) かぶしきがいしゃはーふ・せんちゅりー・もあ 株式会社ハーフ・センチュリー・モア	
主たる事務所の所在地	〒107-6030 東京都港区赤坂1-12-32 アーク森ビル30F	
連絡先	電話番号	03-3505-6688
	FAX番号	03-3505-6198
	ホームページアドレス	http://www.hcm-suncity.jp/
代表者	氏名	金澤 王生
	職名	代表取締役社長
設立年月日	昭和・平成 54年 5月 25日	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) さんしていぱれすつかぐち サンシティパレス塚口	
所在地	〒664-0872 兵庫県伊丹市車塚1-32-7	
主な利用交通手段	最寄駅	阪急武庫之荘駅・阪急塚口駅
	交通手段と所要時間	①阪急武庫之荘駅より約1900m (徒歩約25分) ②阪急塚口駅より 近畿中央病院経由「山田」他行き バス約10分、「車塚」下車徒歩1分(約60m)
連絡先	電話番号	072-773-7800
	FAX番号	072-773-7801
	ホームページアドレス	http://www.hcm-suncity.jp/
管理者	氏名	谷 光裕
	職名	支配人
建物の竣工日		昭和・平成 20年 9月 30日
有料老人ホーム事業の開始日		昭和・平成 20年 11月 1日

(類型) 【表示事項】

1	介護付 (一般型特定施設入居者生活介護を提供する場合)	
2	介護付 (外部サービス利用型特定施設入居者生活介護を提供する場合)	
3	住宅型	
4	健康型	
1又は2に該当する場合	介護保険事業者番号	特定施設入居者生活介護事業所兵庫県指定2873302000号 介護予防特定施設入居者生活介護事業所兵庫県指定2873302000号
	指定した自治体名	兵庫県
	事業所の指定日	平成 20年 11月 1日
	指定の更新日 (直近)	平成 26年 11月 1日

3 建物概要

土地	敷地面積	36,294.15㎡	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地	
		2 事業者が賃借する土地	
		抵当権の有無	1 あり 2 なし
		契約期間	1 あり (平成20年9月30日～平成45年9月30日) 2 なし
契約の自動更新	1 あり 2 なし		
建物	延床面積	全体	65,667.62㎡ (地上13階)
		うち、老人ホーム部分	65,499.22㎡ (1階の一部を除く)
	耐火構造	1 耐火建築物	
		2 準耐火建築物	
		3 その他 ()	
	構造	1 鉄筋コンクリート造	
		2 鉄骨造※一部	
		3 木造	
		4 その他 ()	
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物	
2 事業者が賃借する建物			
抵当権の設定		1 あり 2 なし	
契約期間		1 あり (平成20年9月30日～平成45年9月30日) 2 なし	
契約の自動更新	1 あり 2 なし		
居室区分 【表示事項】	1 全室個室		
	2 相部屋あり		
	最少	人部屋	
	最大	人部屋	

居室の状況		トイレ	浴室	面積	戸数・室数	区分※
	タイプ1	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	42.71～45.71m ²	137	一般居室個室
	タイプ2	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	46.59～49.37m ²	168	一般居室個室
	タイプ3	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	51.89～56.87m ²	99	一般居室個室
	タイプ4	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	57.04～65.54m ²	146	一般居室個室
	タイプ5	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	68.99～76.82m ²	44	一般居室個室
	タイプ6	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	82.24～99.67m ²	25	一般居室個室
	タイプ7	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	有/ <input checked="" type="checkbox"/> 無	21.30～28.10m ²	94	介護居室個室
	タイプ8	<input checked="" type="checkbox"/> 有/ <input type="checkbox"/> 無	有/ <input checked="" type="checkbox"/> 無	介護居室個室に準じる	18	一時介護室

※ 「一般居室個室」「一般居室相部屋」「介護居室個室」「介護居室相部屋」「一時介護室」の別を記入。

共用施設	共用便所における便房	27ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房	10ヶ所
			うち車椅子等の対応が可能な便房	21ヶ所
	共用浴室	15ヶ所	個室	9ヶ所
			大浴場	6ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	9ヶ所	チェアー浴	3ヶ所
			リフト浴	ヶ所
			ストレッチャー浴	2ヶ所
その他（階段浴、個浴型）			4ヶ所	
食堂	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし		
入居者や家族が利用できる調理設備	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし		
エレベーター	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり（車椅子対応）			
	<input checked="" type="checkbox"/> 2 あり（ストレッチャー対応）			
	<input type="checkbox"/> 3 あり（上記1・2に該当しない）			
	<input type="checkbox"/> 4 なし			
消防用設備等	消火器	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし	
	自動火災報知設備	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし	
	火災通報設備	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし	
	スプリンクラー	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし	
	防火管理者	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし	
	防災計画	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし	
その他	<p>（その内容）エントランスラウンジ、応接室、ライブラリー、中庭、ビリヤードルーム、麻雀ルーム、クラブルーム、カラオケルーム、アトリエ、サンシティホール、<u>ゲストルーム</u>、<u>トレーニングルーム</u>、<u>フィットネスルーム</u>、<u>温水プール</u>、<u>ヘアサロン</u>、<u>ジャグジー</u>、<u>リラックスルーム</u>、<u>駐車場（月極）</u>、<u>駐車場（来客用）</u>、音楽室、AVルーム、ケアステーション、ダイニング、特別浴室、ティーラウンジ、リハビリルーム、囲碁ルーム他</p> <p>※下線部の施設は利用料が必要 ※来館者用駐車場は利用料が不要</p>			

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	<p>本事業は、入居者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。職員は、入居者が快適に生活できるよう援助すると共に、心身の特性を踏まえて、能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう、援助(介助)を行います。更に、地域との結びつきを重視し、総合的なサービスの提供に努めるものとし、安定的かつ継続的な事業運営に努めます。</p>
サービスの提供内容に関する特色	<ul style="list-style-type: none"> ●24時間常勤の看護職員やスタッフが皆様の健康状態に速やかに対応し、協力医療機関と医療支援体制を整えています。(医療費は入居者の自己負担) ●疾病時、療養時には必要に応じて居室への配膳、洗濯、清掃などのサービスが受けられます。 ●生活安全センサー、緊急コール、防災設備等を完備しており、また館内はバリアフリー(無段差設計)となっています。 ●館内に温水プール、ビリヤードルーム、ライブラリーなど快適な共用スペースをご用意し、クリーンネス(清潔)の維持管理を徹底しています。(一部参加任意の有料プログラムあり) ●さまざまなサークル活動の他、年間を通じさまざまな四季の催し物や講演会・コンサートなどのイベントを開催します。(サークル活動の実費、一部の参加任意のイベントは有料) ●食事(治療食を除く)は予約の必要がなく、セレクトメニューの中から好きなものをお選びできます。 ●疾病時、療養時、また糖尿病等で常時食事コントロールが必要な方のために治療食を提供します。
入浴、排せつ又は食事の介護	<input checked="" type="checkbox"/> 1 自ら実施 2 委託 3 なし
食事の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 1 自ら実施 <input checked="" type="checkbox"/> 2 委託 3 なし
委託先：株式会社オリンピア 委託内容：建物内レストランの運営、食事(治療食を含む)の提供	
洗濯・掃除等の家事の提供	<input checked="" type="checkbox"/> 1 自ら実施 <input checked="" type="checkbox"/> 2 委託 3 なし
委託先：株式会社ミスター・クリーン 委託内容：建物の清掃、設備のメンテナンス全般	
健康管理の供与	<input checked="" type="checkbox"/> 1 自ら実施 2 委託 3 なし
安否確認又は状況把握サービス	<input checked="" type="checkbox"/> 1 自ら実施 2 委託 3 なし
生活相談サービス	<input checked="" type="checkbox"/> 1 自ら実施 2 委託 3 なし

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	個別機能訓練加算	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり 2 なし	
	夜間看護体制加算	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり 2 なし	
	医療機関連携加算	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり 2 なし	
	看取り介護加算	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり 2 なし	
	退院・退所時連携加算	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり 2 なし	
	入居継続支援加算	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし	
	生活機能向上連携加算	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし	
	口腔衛生管理体制加算	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり 2 なし	
	栄養スクリーニング加算	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし	
	認知症専門ケア加算	(I)	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし
		(II)	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし
	サービス提供体制強化加算	(I)イ	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり 2 なし
		(I)ロ	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし
		(II)	1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし
(III)		1 あり <input checked="" type="checkbox"/> 2 なし	

	介護職員処遇改善加算	(I)	1	あり	2	なし
		(II)	1	あり	2	なし
		(III)	1	あり	2	なし
		(IV)	1	あり	2	なし
		(V)	1	あり	2	なし
	介護職員等特定処遇改善加算	(I)	1	あり	2	なし
		(II)	1	あり	2	なし
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1	あり	(介護・看護職員の配置率) 1.5 : 1			
	2	なし				

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	1	救急車の手配				
	2	入退院の付き添い				
	3	通院介助				
	4	その他 ()				
協力医療機関	1	名称	池田クリニック			
		住所	兵庫県伊丹市車塚1-32-7 (同一敷地内)			
		診療科目	内科			
		協力内容	かかりつけ医として入居者の健康管理や診察にあたります。			
	2	名称	兵庫医科大学病院			
		住所	兵庫県西宮市武庫川町1-1 (施設から約7.5 km)			
		診療科目	総合内科、外科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、眼科、皮膚科、泌尿器科、歯科口腔外科、精神科神経科、整形外科、脳神経外科、他			
		協力内容	高度医療を必要とする場合の入院、外来、緊急時の対応、生活習慣病予防健診に利用できます。			
	3	名称	住友病院			
		住所	大阪府大阪市北区中之島5-3-20 (施設から約14 km)			
		診療科目	一般内科、リハビリテーション科、皮膚科、麻酔科、心臓血管外科、耳鼻咽喉科・頭頸部外科、神経内科、放射線科、他			
		協力内容	生活習慣病予防健診に利用できます。			
	4	名称	池田病院			
		住所	兵庫県尼崎市塚口町1-18-5 (施設から約2.3 km)			
		診療科目	内科 (糖尿病専門)			
		協力内容	糖尿病疾患を中心とする内科診療に利用できます。			
	5	名称	尼崎医療生協病院 (施設から約3.7 km)			
		住所	兵庫県尼崎市南武庫之荘12-16-1			
		診療科目	内科、外科、整形外科／リウマチ科、皮膚科、緩和ケア科			
		協力内容	高度医療を必要とする場合の入院、外来、緊急時の対応、生活習慣病予防健診に利用できます。			

	6	名称	たぐちクリニック（施設から約2.4km）
		住所	兵庫県尼崎市塚口町1-10-1-4F
		診療科目	心療内科、精神科、もの忘れ相談
		協力内容	物忘れなどを中心とする心療内科
	7	名称	こひつじクリニック（施設から約19.9km）
		住所	兵庫県川辺郡猪名川町若葉1-30-10
		診療科目	内科
		協力内容	池田クリニックおよび掛かりつけ医院休診時・夜間対応（往診専門）
協力歯科医療機関	名称	新大阪やまむらデンタルクリニック（施設から約7.5km）	
	住所	大阪府大阪市淀川区宮原4-4-2新大阪グランド [®] ハイツ	
	協力内容	週1回、口腔ケアを含む往診歯科治療の実施（介護認定者が対象）	
その他近隣医療機関	名称	近畿中央病院	
	住所	兵庫県伊丹市車塚3-1	
	診療科目	循環器内・外科、呼吸器内・外科、消化器内・外科、 神経内科、心療内科、外科、整形外科、皮膚科、 泌尿器科、眼科、耳鼻咽喉科、口腔外科、 放射線治療・診断科	

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	<input type="checkbox"/> 1	一時介護室へ移る場合
	<input type="checkbox"/> 2	介護居室へ移る場合
	<input type="checkbox"/> 3	その他 ()

1 一時介護室へ移る場合

判断基準の内容 (一時介護室へ移る場合)	管理運営規程で、一般居室で受けられる介護の範囲を定め、介護支援委員会(施設責任者, 看護職員, 生活相談員等で構成)がそれを越えた介護が必要と判定した場合。月額利用料は変わりません。		
手続きの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の指定する医師の意見を聴く ・入居者本人の意思を確認する ・入居者の身元引受人(兼連帯保証人)の意見を聴く 		
追加的費用の有無	<input type="checkbox"/> 1 あり	<input checked="" type="checkbox"/> 2 なし	
居室利用権の取扱い	一時的に利用する共用施設であり、一般居室の利用権に変更はありません。		
前払金償却の調整の有無	<input type="checkbox"/> 1 あり	<input checked="" type="checkbox"/> 2 なし	
従前の居室との仕様の 変更	面積の増減	<input type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	便所の変更	<input type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	浴室の変更	<input type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	洗面所の変更	<input type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	台所の変更	<input type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし
	その他の変更	<input type="checkbox"/> 1 あり	(変更内容)
	<input type="checkbox"/> 2 なし		

2 介護居室へ移る場合

判断基準の内容 (介護居室へ移る場合)	一時介護室での介護が通算6ヶ月以上に及ぶか、もしくは将来にわたり一般居室に戻ることが困難と、介護支援委員会(医師(主治医), 施設責任者, 看護職員, 生活相談員等で構成)で判断された場合。尚、住替えにあたっては新たな入居一時金の費用負担はなく、月額管理費の変更もありません。	
手続きの内容	<p>上記一時介護室へ移る場合の手続き内容に加え、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける ・住替え後の居室及び介護等の内容、権利の変動、専有面積の変更に伴う費用負担の増減等又は費用調整の有無、提供する介護等の変更内容等について入居者及び身元引受人(兼連帯保証人)に説明を行う。 ・入居者本人の同意を得る 	
追加的費用の有無	<input type="checkbox"/> 1 あり	<input checked="" type="checkbox"/> 2 なし
居室利用権の取扱い	<p>○1人入居の場合は、住替えた場合一般居室の利用権は消滅し、新たに介護居室の利用権が生じます。</p> <p>○2人入居の場合は、2人共介護居室に住替えた時点で、一般居室の利用権は消滅し、新たに介護居室の利用権が生じます。</p> <p><差額精算について></p> <p>入居者が、入居契約書第12条(介護)第4項の手続きを伴う介護場所の変更(住替え)を行う場合は、入居契約書表記居室の入居一時金に対する入居契約書第34条第1項の算式により算出した金額(以下「未償却残額」という。)によっては、介護居室への利用権変更に伴い調整返還金が発生する場合があります。1人入居で住替えた場合及び2人入居で2人ともが住替えた場合は、一般居室の利用権は消滅し、新たに介護居室の利用権が生じます。但し、未償却残額が介護居室の入居一時金額に不足する場合でも、事業者は入居者にその差額を請求しません。</p> <p>【調整返還金があった場合】</p> <p>(1人入居の場合) 介護居室の入居一時金を2,000万とする 入居一時金未償却残額-2,000万円</p> <p>(2人入居の場合) 介護居室の入居一時金を4,000万とする 入居一時金未償却残額-4,000万円</p>	
前払金償却の調整の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 1 あり	<input type="checkbox"/> 2 なし

従前の居室との仕様の 変更	面積の増減	1	あり	2	なし	
	便所の変更	1	あり	2	なし	
	浴室の変更	1	あり	2	なし	
	洗面所の変更	1	あり	2	なし	
	台所の変更	1	あり	2	なし	
	その他の変更	1	あり	一般居室から介護居室への住替えの場合は室内全体の仕様が異なります。介護居室間の住替えの場合、面積は増減しますが、仕様の変更はありません。		
		2	なし			

(入居に関する要件)

入居対象となる者	自立している者	1	あり	2	なし
	要支援の者	1	あり	2	なし
	要介護の者	1	あり	2	なし
留意事項	<p>○満70歳以上(2人入居の場合は両者とも70歳以上)</p> <p>○2人入居の場合は、原則としてご夫婦か、両者の関係が三親等以内の血族または一親等以内の姻族であること。</p> <p>○身元引受人を定めるものとします(条件、義務等は入居契約書第37条、第37条の2参照)。</p> <p>○事業者と入居者は、それぞれの相手方に対し、以下に掲げる事項を確約する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自らが暴力団、暴力団関係者若しくはこれに準ずる者又は構成員(以下、総称して「反社会勢力」という。)ではないこと ・自らの役員(業務を執行する社員、取締役、又はこれらに準ずる者をいう。)又は身元引受人等が反社会的勢力ではないこと ・反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと ・自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと <ul style="list-style-type: none"> ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為 イ 偽計又は威力を用いて相手方の行為又は業務を妨害し、又は信用を毀損する行為 <p>※外部から介護棟への入居はできません。</p>				
契約の解除の内容	<p>①入居者が死亡(契約の終了)したとき(入居者が2名の場合は両者とも死亡したとき)</p> <p>②入居者が契約の解除を事業者申し入れ、契約解除を行ったとき</p> <p>③事業主体から契約解除を通告し予告期間が満了したとき</p>				
事業主体から解約を求める場合	解約条項	<p>主な契約解除事由</p> <p>ア 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき</p> <p>イ 月額の利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき</p> <p>ウ 入居契約書第3条(目的施設の終身利用契約)第4項及び第4条(各種サービス)第3項の規定に違反したとき</p> <p>エ 入居契約書第20条(禁止又は制限される行為)の規定に違反したとき</p> <p>オ 入居者・身元引受人または入居者の家族・その他の関係者の言動及び要望等が、入居者自身又は他の入居者あるいは従業員の心身または生命に危害を及ぼすおそれがあるとき又は他の入居者に対する有料老人ホームにおける通常の接遇方法ではこれらを防止することができないとき</p> <p>カ 入居者・身元引受人または入居者の家族・その他の関係者が、事業者の運営に支障を及ぼしたとき又は重大な支障を及ぼすおそれが合理的に認められるとき</p> <p>キ 入居者・身元引受人または入居者の家族・その他の関係者が、事業者又は従業員あるいは他の入居者に対して、本契約を継続し難い背信行為を行うと合理的に認められるとき</p> <p>ク 高齢者虐待防止法では、入居者の人権の尊重、身体的拘束に伴う機能低下や心理的な不安などの弊害、身体拘束ゼロ運動の理念を考慮し、入居者に対し、身体拘束を行わない方針を採っておりますが、それに反して入居者に対する身体拘束を通じた転倒・転落の防止をご希望されるとき</p> <p>上記については、入居者自身、他の入居者あるいは事業者の従業員の心身または他の入居者への本件サービスの提供に著しく悪影響を及ぼすとき</p>			

	※入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、上記ア～クまでの定めに関わらず、催告することなく本契約を解除することができる ・入居契約書第48条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判明したとき ・本契約締結後に反社会的勢力に該当したとき ・入居契約書第20条(禁止または制限される行為)第1項第6号から第8号までの各号に掲げる行為を行ったとき	
	解約予告期間	90日
入居者からの解約予告期間		30日
体験入居の内容	1 あり (内容：1泊2日2食付 (朝・夕) 5,500円 (税抜)) ※原則2泊3日以内 2 なし	
入居定員		882人
その他		

5 職員体制

(職種別の職員数)

		職員数 (実人数)			常勤換算人数 ※1 ※2
		合計	常勤	非常勤	
管理者		1	1	0	1
生活相談員		27	25	2	26.1
直接処遇職員		44	37	7	41.9
	介護職員	30	26	4	29.5 (内自立者対応1名)
	看護職員	14	11	3	12.4 (内自立者対応1名)
		職員数 (実人数)			常勤換算人数 ※1 ※2
		合計	常勤	非常勤	
機能訓練指導員		4	4	0	4
計画作成担当者		3	3	0	3
栄養士		6	6	0	6 (委託)
調理員		63	14	49	34.8 (委託)
事務員		9	9	0	9
その他職員		61	11	50	33.1 (委託)
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2					38時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。					
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要					

(資格を有している介護職員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
社会福祉士			
介護福祉士	28	24	4
実務者研修の修了者			
初任者研修の修了者	11	10	1
介護支援専門員			

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計		
		常勤	非常勤
看護師又は准看護師			
理学療法士	2	2	
作業療法士	2	2	
言語聴覚士			
柔道整復士			
あん摩マッサージ指圧師			

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間 (19時15分～7時15分)		
	平均人数	最少時人数 (休憩者等を除く)
看護職員	2人	0人
介護職員	4人	2人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	a 1.5 : 1 以上 b 2 : 1 以上 c 2.5 : 1 以上 d 3 : 1 以上
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数 : 常勤換算職員数)	1.34 : 1

※ 広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業書の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		1 あり		2 なし	
	業務に係る 資格等	1 あり				
		資格等の名称				
2 なし						
区分	看護職員		介護職員		生活相談員	
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	5	1	3	2	7	1
前年度1年間の退職者数	2	0	3	0	3	1
業務に従事した経験年数						
1年未満	0	0	0	1	2	1
1年以上3年未満	0	0	3	0	10	0
3年以上5年未満	0	0	7	0	8	1
5年以上10年未満	3	0	8	0	2	0
10年以上	8	3	8	3	3	0
	機能訓練指導員			計画作成担当者		
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	0	2	0	0	0
前年度1年間の退職者数	0	0	0	0	0	0
業務に従事した経験年数						
1年未満	0	0	1	0	0	0
1年以上3年未満	0	0	1	0	0	0
3年以上5年未満	3	0	0	0	0	0
5年以上10年未満	0	0	0	0	0	0
10年以上	1	0	1	0	0	0
従業者の健康診断の実施状況	1 あり		2 なし			

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態	1	利用権方式						
	2	建物賃貸借方式						
	3	終身建物賃貸借方式						
利用料金の支払い方式	1	全額前払い方式						
	2	一部前払い・一部月払い方式						
	3	月払い方式						
	4	選択方式 ※該当する方式を全て選択	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>全額前払い方式</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>一部前払い・一部月払い方式</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>月払い方式</td> </tr> </table>	1	全額前払い方式	2	一部前払い・一部月払い方式	3
1	全額前払い方式							
2	一部前払い・一部月払い方式							
3	月払い方式							
年齢に応じた金額設定	1	あり	2	なし				
要介護状態に応じた金額設定	1	あり	2	なし				
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	1	減額なし						
	2	日割り計算で減額						
	3	不在期間が 日以上の場合に限り、日割り計算で減額						
利用料金の改定	条件	施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案						
	手続き	運営懇談会の意見を聴いたうえで入居者及び身元引受人（兼連帯保証人）に事前に通知の後実施						

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

		プラン1 (1人入居)	プラン2 (2人入居)	
入居者の状況	要介護度	自立		
	年齢	70歳以上		
居室の状況	床面積	42.71m ²		
	便所	1 有 2 無	1 有 2 無	
	浴室	1 有 2 無	1 有 2 無	
	台所	1 有 2 無	1 有 2 無	
入居時点で必要な費用	前払金（入居一時金）	30,000,000円	35,000,000円	
	前払金(税抜)(健康管理費)	5,000,000円	10,000,000円	
	敷金	0円	0円	
月額費用の合計（税抜）		161,000円	269,000円	
家賃		0円	0円	
サービス費用	※1 特定施設入居者生活介護の費用	0円	0円	
	※2 介護保険外	食費（税抜）	63,000円	126,000円
		管理費（税抜）	98,000円	143,000円
		介護費用	0円	0円
		光熱水費	実費	実費
		その他（税抜）	都度払いサービス有	都度払いサービス有

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	入居一時金の一部を日額で受領するもので、算定根拠は入居一時金に準じる。
敷金	-
介護費用	※介護保険サービスの自己負担額は含まない。
管理費	共用部分等の光熱水費、維持管理費、事務費、事務管理部門の人件費、生活サービス部門の人件費。 ※実費で提供するサービスは、介護サービス等の一覧表参照。
食費	人件費等の諸経費、食材費等に基づく費用。 朝食500円、昼食700円、夕食900円 (1日3食30日召し上がった 場合で積算・税抜) ※基本料金 (厨房管理運営費) 月額20,000円 (税抜) /人が含まれます。 月間のご利用が20,000円 (税抜) に満たない場合は、喫食分にかかわらず20,000円 (税抜) はお支払いいただきます。
光熱水費等	実費負担
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2および「管理運営規程」を参照
その他のサービス利用料	NHK等の放送受信料、電話、インターネット等の通信費も入居者負担

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目		算定根拠			
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額		基本報酬、および前掲の加算の利用者負担分			
区分	介護給付費の単位	30日分の目安	代理受領時の自己負担分(1割負担)	代理受領時の自己負担分(2割負担)	代理受領時の自己負担分(3割負担)
要支援1	181単位/日	56,743円	5,675円/月	11,349円/月	17,023円/月
要支援2	310単位/日	97,185円	9,719円/月	19,437円/月	29,156円/月
要介護1	536単位/日	168,036円	16,804円/月	33,608円/月	50,411円/月
要介護2	602単位/日	188,727円	18,873円/月	37,746円/月	56,619円/月
要介護3	671単位/日	210,358円	21,036円/月	42,072円/月	63,108円/月
要介護4	735単位/日	230,422円	23,043円/月	46,085円/月	69,127円/月
要介護5	804単位/日	252,054円	25,206円/月	50,411円/月	75,617円/月
夜間看護体制加算	10単位/日	3,135円	314円/月	627円/月	941円/月
医療機関連携加算	80単位/月	836円	84円/月	168円/月	251円/月
サービス提供体制強化加算	18単位/日	5,643円	565円/月	1,129円/月	1,693円/月
退院・退所時連携加算	30単位/日	9,405円	941円/月	1,881円/月	2,822円/月
	(入居日～30日)				
口腔衛生管理体制加算	30単位/月	313円	32円/月	63円/月	94円/月
看取り介護加算	144単位/日	1,504円～68,217円	151円～6,822円	301円～13,644円	452円～20,446円
	(死亡日以前4～30日)				
	680単位/日				
	(死亡日の前日及び前々日)				
	1280単位/日				
	(死亡日)				
介護職員処遇改善加算	上記介護給付費総単位数の3.3%				
介護職員等特別処遇改善加算	上記介護給付費総単位数(介護職員処遇改善加算除く)の1.8%				
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス(上乘せサービス)			次項健康管理費の算定根拠に準じる		
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。					

(前払金の受領)

費目	入居一時金 (家賃相当額の前払い金・非課税)	
	1人入居	2,480万円～12,210万円
	2人入居	2,980万円～12,710万円
算定根拠	老人福祉法令に基づき、全国有料老人ホーム協会の試算プログラムにより算定 ※別紙	
想定居住期間 (償却年月数)	180ヶ月の実日数	
償却の開始日	入居日の翌日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額 (初期償却額)	3,720,000円～19,065,000円	
初期償却率	15%	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	入居一時金 - (1日当たり利用料×入居期間) ※1日当たり利用料は入居一時金のうち初期償却相当額を除いた部分を、ひと月三十日として償却月数で割り返した金額です (小数点以下切り捨て)。なお、初期償却相当額については全額返金します。 ※入居者が2名の場合で、そのうち1名が解約した場合又は死亡による契約終了の場合は、追加入居一時金を対象とします。 ※入居期間は、入居日から契約終了日までの実日数とします。
	入居後3月を超えた契約終了	入居一時金×0.85÷入居一時金償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの実日数 (入居者が2名の場合でそのうち1名が死亡または退去した場合) 追加入居一時金×0.85÷追加入居一時金償却期間の日数×二人入居契約終了日から償却期間満了日までの実日数 (調整返還後契約が終了した場合) 調整返還後の入居一時金の未償却残額÷入居一時金償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの実日数 (入居者が2名の場合でそのうち1名が死亡または退去した場合) 追加入居一時金÷0.85÷追加入居一時金償却期間の日数×二人入居契約終了日から償却期間満了日までの実日数
前払金の保全先	1	連帯保証を行う銀行等の名称
	2	信託契約を行う信託会社等の名称
	3	保証保険を行う保険会社の名称
	4	全国有料老人ホーム協会
	5	その他(名称:)

費目	健康管理費 500万円（税抜・1人）	
算定根拠	<p>○当該金額は、費用設定時の長期推計額です。 (1)健康相談、健康診断(年2回まで)の費用として50万円。 (2)入居者に対して、緊急、臨時的、又は、一時的に入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を要する費用、並びに特定施設入居者生活介護等のサービスのため、看護・介護職員を手厚く配置する場合、及びその準備に要する費用として450万円。</p> <p>(3)上記(2)の費用は、費用設定時において、人員配置して提供する介護サービスのうち、介護給付（利用者負担分を含む）による収入でカバーできない額に充当するものとして合理的な算定根拠に基づいて算出されています（要介護者等1.5人に対し、週38時間換算で看護・介護職員1人以上）。 ○健康管理費は、厚生労働省の有料老人ホーム設置運営標準指導指針及び事務連絡に示された考え方に基づいて算定し、その算定根拠は別紙で示します。 ○当該金額は、老人福祉法第29条第6項で定める受領が禁止される権利金又は対価性のない金品に該当しません。</p>	
想定居住期間（償却年月数）	180ヶ月の実日数	
償却の開始日	入居日の翌日	
想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）	750,000円	
初期償却率	15%	
返還金の算定方法	入居後3月以内の契約終了	一人当たりの健康管理費 - (1日当たり利用料×入居期間) ※1日当たり利用料は健康管理費のうち初期償却相当額を除いた部分を、ひと月三十日として償却月数で割り返した金額です（小数点以下切り捨て）。なお、初期償却相当額については全額返金します。 ※入居者が2名の場合で、そのうち1名が解約した場合又は死亡による契約終了の場合は、1人あたりの健康管理費を対象とします。 ※入居期間は、入居日から契約終了日までの実日数とします。
	入居後3月を超えた契約終了	一人当たりの健康管理費×0.85÷健康管理費償却期間の日数×契約終了日から償却期間満了日までの実日数
前払金の保全先	1 連帯保証を行う銀行等の名称	
	2 信託契約を行う信託会社等の名称	
	3 保証保険を行う保険会社の名称	
	4 全国有料老人ホーム協会	
	5 その他(名称:)	

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	223人
	女性	510人
年齢別	65歳未満	0人
	65歳以上75歳未満	88人
	75歳以上85歳未満	301人
	85歳以上	344人
要介護度別	自立	679人
	要支援 1	0人
	要支援 2	1人
	要介護 1	7人
	要介護 2	14人
	要介護 3	16人
	要介護 4	12人
	要介護 5	4人
入居期間別	6ヶ月未満	7人
	6ヶ月以上1年未満	21人
	1年以上5年未満	220人
	5年以上10年未満	334人
	10年以上15年未満	151人
	15年以上	0人

(入居者の属性)

平均年齢	83.4歳
入居者数の合計	733人
入居率※	83.11%

※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

退居先別の人数	自宅等	9人	
	社会福祉施設	0人	
	医療機関	0人	
	死亡者	29人	
	その他	1人	
生前解約の状況	施設側の申し出	(解約事由の例)	0人
	入居者側の申し出	(解約事由の例)	10人
		入居者希望による当社経営の他の事業所へ移り住み	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)※複数の窓口がある場合は欄を増やして記入すること。

窓口の名称		①サンシティパレス塚口 リビングサービス課	②㈱ハーフ・センチュリー・モア コールセンター
電話番号		072-773-7800	0120-63-0950
対応している時間	平日	9:00~17:00	9:00~17:00
	土曜	9:00~17:00	-
	日曜・祝日	9:00~17:00	-
定休日		なし	土日祝日、年末年始

窓口の名称		公益社団法人 全国有料老人ホーム協会	伊丹市健康福祉部地域福祉室 地域・高年福祉課
電話番号		03-3548-1077	072-784-8099
対応している時間	平日	10:00~17:00(月・水・金曜日)	9:00~17:30
	土曜		-
	日曜・祝日	-	-
定休日		土日祝日、年末年始	土日祝日、年末年始

窓口の名称		兵庫県国民健康保険団体連合会	兵庫県 阪神北県民局 宝塚健康福祉事務所 監査指導課
電話番号		078-332-5617	0797-61-5174
対応している時間	平日	8:45~17:15	8:45~17:30
	土曜	-	-
	日曜・祝日	-	-
定休日		土日祝日、年末年始	土日祝日、年末年始

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

損害賠償責任保険の加入状況	1	あり	(その内容) (公社)全国有料老人ホーム協会の「有料老人ホーム損害賠償責任保険」に加入。サービスの提供上で事故が発生し、入居者の生命・身体・財産に損害が発生した場合、事業者には賠償します。
	2	なし	
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1	あり	(その内容) 事故対応マニュアルに基づく
	2	なし	
事故対応及びその予防のための指針	1	あり	2 なし

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1	あり	実施日	投書による受付窓口：意見箱 ※毎月定期懇談会、年1回総会を開催し、議事録を配布。 直近の開催日：2020年9月16日
			結果の開示	1 あり 2 なし
	2	なし		
第三者による評価の実施状況	1	あり	実施日	平成29年2月1日
			評価機関名称	(公社)全国有料老人ホーム協会
			結果の開示	1 あり 2 なし
	2	なし		

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1	入居希望者に公開
	<input checked="" type="checkbox"/> 2	入居希望者に配布
	3	公開していない
管理規程	1	入居希望者に公開
	<input checked="" type="checkbox"/> 2	入居希望者に配布
	3	公開していない
事業収支計画書	1	入居希望者に公開
	2	入居希望者に配布
	<input checked="" type="checkbox"/> 3	公開していない
財務諸表の要旨	1	入居希望者に公開
	<input checked="" type="checkbox"/> 2	入居希望者に配布
	3	公開していない
財務諸表の原本	1	入居希望者に公開
	2	入居希望者に配布
	<input checked="" type="checkbox"/> 3	公開していない

10 その他

運営懇談会	<input checked="" type="checkbox"/> 1	あり	(開催頻度) 年12回 (内1回は総会)
	2	なし	
	1	代替措置あり	(内容)
	2	代替措置なし	
提携ホームへの移行 【表示事項】	1	あり (提携ホーム名 :)	
	<input checked="" type="checkbox"/> 2	なし	
有料老人ホーム設置時の 老人福祉法第29条第1項 に規定する届出	<input checked="" type="checkbox"/> 1	あり	2 なし
兵庫県有料老人ホーム設 置運営指導指針第4章「規 模及び構造設備」に合致し ない事項	1	あり	<input checked="" type="checkbox"/> 2 なし
合致しない事項が ある場合の内容			
第5章「既存建築物 等の活用の特例」へ の適合性	1	適合している (代替措置)	
	2	適合している (将来の改善計画)	
	3	適合していない	
兵庫県有料老人ホーム設 置運営指導指針の不適合 事項	1	あり	<input checked="" type="checkbox"/> 2 なし
不適合事項がある 場合の内容			

添付書類： 別紙：入居一時金の「算定根拠」について

別添1：事業主体が兵庫県内で実施する他の介護サービス一覧表

別添2：入居者の個別選択によるサービス一覧表

別添3：介護サービス等の一覧表

※ _____ 様 印

※ _____ 様 印

説明年月日 _____ 年 月 日

説明者署名 _____ 印

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名・捺印を求める。

《介護サービス等の一覧表》

下記サービス内容および回数等は、標準的なものを記しています。実際に提供される介護サービスは、介護支援委員会にてご入居者の個別の介護状況を判定し、個人別にケアプランを策定したうえで、援助を実施いたします。ただし、一般居室で受けられる介護は規程の範囲内(※1)とし、それ以上の介護サービスのご希望・ご必要のある場合には、前記の委員会の判定に従い、介護居室への移り住みをご検討いただきます(※2)。

2020年10月1日

サービスの種類	介護度		【自立①(※3)】		【自立②(※4)】【要支援1】【要支援2】【要介護1】		【要介護2】～【要介護5】	
	介護を行う場所		一般居室		一時静養室・介護居室 (場合によっては一般居室)		介護居室	
	費用	サービス内容	健康管理費に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	健康管理費及び介護保険給付対象に含まれるサービス	その都度徴収するサービス	健康管理費及び介護保険給付対象に含まれるサービス	その都度徴収するサービス
直接介護サービス	巡回	①昼間 9:00～17:00	—	—	必要に応じて	—	—	—
		②夜間 17:00～9:00	—	—	—	—	—	—
		③昼間 9:00～17:00	—	—	24時間体制	—	24時間体制	—
		④夜間 17:00～9:00	—	—	24時間体制	—	24時間体制	—
	食事	①居室への配下膳	—	¥700/ワゴン	必要に応じて	—	—	—
		②リビングダイニングでの配下膳	—	—	毎食時	—	毎食時	—
		③食事介助	—	—	必要に応じて	—	必要に応じて	—
	排泄	①排泄介助	—	—	必要に応じて	—	随時	—
		②おむつ交換	—	—	必要に応じて	おむつが必要な場合は実費負担	随時	おむつが必要な場合は実費負担
		③おむつ代	—	—	—	—	—	—
	入浴等	①清拭	—	—	状態に応じて入浴可能な場合は入浴介助、あるいは清拭を週に3回まで実施	¥700/回(20分)	状態に応じて入浴可能な場合は入浴介助、あるいは清拭を週に3回まで実施	¥700/回(20分)
		②一般浴介助	—	—	—	¥1,100/回(30分)	—	¥1,100/回(30分)
		③特浴介助	—	—	—	¥1,100/回(30分)	—	¥1,100/回(30分)
	身辺の介助	①体位変換	—	—	必要に応じて	—	必要に応じて	—
		②居室からの移動	—	—	必要に応じて食事等に付添い	—	必要に応じて食事等に付添い	—
		③衣類の着脱	—	—	起床時、就寝前、及び汚れた時に随時介助	—	起床時、就寝前、及び汚れた時に随時介助	—
		④身だしなみ介助	—	—	起床後	—	起床後	—
	通院の介助 (指定医療機関※6)	①付添い、受診手続	—	医療機関に係わらず ¥1,700/30分 +交通費実費(※7)	必要に応じて	指定医療機関(※6)以外は ¥1,700/30分 +交通費実費(※7)	必要に応じて	指定医療機関(※6)以外は ¥1,700/30分 +交通費実費(※7)
		②送迎	—	—	必要に応じて	—	必要に応じて	—
	緊急対応・緊急コール	その都度及び生活安全センサー作動時、安否確認	—	—	その都度及び生活安全センサー作動時、安否確認	—	その都度及び緊急コール作動時、安否確認	—
機能訓練	—	—	—	個別の状況に応じて	—	個別の状況に応じて	—	
間接介護サービス(家事支援)	居室内の家事	①居室清掃	—	¥1,500/2人・15分	週1回30分程度	左記を超える場合 ¥1,500/2人・15分	—	—
		②洗濯サービス(※5)	—	¥1,000/袋	週3袋まで	左記を超える場合 ¥1,000/袋	—	—
		③居室清掃	—	—	随時	—	随時	—
		④洗濯サービス(※5)	—	—	週3袋まで	左記を超える場合 ¥1,000/袋	週3袋まで	左記を超える場合 ¥1,000/袋
		⑤リネン交換	—	—	週2回まで	左記を超える場合 ¥1,700/回	週2回まで	左記を超える場合 ¥1,700/回
	代行	①所定店舗への買物	—	¥1,700/回(施設の指定日) ¥1,700/30分(指定日以外)	週2回(施設の指定日)	¥1,700/30分(指定日以外)	週2回(施設の指定日)	¥1,700/30分(指定日以外)
②所定外の店舗への買物		—	¥1,700/30分	—	¥1,700/30分	—	¥1,700/30分	
③所定の役所手続き		—	¥1,700/30分	—	¥1,700/30分	—	¥1,700/30分	
健康管理サービス	①健康診断	生活習慣病予防健診 1回/年 健康診断 1回/年	—	—	生活習慣病予防健診 1回/年 健康診断 1回/年	—	生活習慣病予防健診 1回/年 健康診断 1回/年	
	②健康相談	随時	—	—	随時	—	随時	
	③生活相談	随時	—	—	随時	—	随時	
	④医師の往診	—	実費	—	—	実費	—	実費
入退院時、入院中のサービス (指定医療機関 ※6)	①医療費	—	実費	—	—	—	実費	
	②付添い・入院手続	—	—	必要に応じて	指定医療機関(※6)以外は ¥1,700/30分 +交通費実費(※7)	必要に応じて	指定医療機関(※6)以外は ¥1,700/30分 +交通費実費(※7)	
	③送迎	—	医療機関に係わらず ¥1,700/30分 +交通費実費(※7)	必要に応じて	—	必要に応じて	—	
	④お見舞い(※8)	—	—	週1回	左記を超える場合、及び指定医療機関(※6)以外は ¥1,700/30分 +交通費実費(※7)	週1回	左記を超える場合、及び指定医療機関(※6)以外は ¥1,700/30分 +交通費実費(※7)	
その他のサービス	①レクリエーション	適宜	材料費などは実費	適宜	材料費などは実費	適宜	材料費などは実費	
	②クラブ活動	適宜	材料費などは実費	適宜	材料費などは実費	適宜	材料費などは実費	
	③理美容	—	実費	—	—	—	実費	

* 料金は税抜表示です

※1 一般居室で受けられる介護の範囲：9:00～17:00までの間に、必要に応じて介護サービスを提供します。

※2 介護支援委員会、居室の住み替えについての詳細は「重要事項説明書」をご参照ください。

※3 自立①の定義：日常生活動作について自立した生活のできるご入居者

※4 自立②の定義：風邪などの比較的軽い一時的な疾病のある方、術後の療養の必要な方、急病の方や、公的介護保険の要支援・要介護の認定は受けていないが加齢等により一時的に日常生活に援助が必要な状態となり介護支援委員会において介護サービスが必要と判定されたご入居者

※5 洗濯サービス：下着(下着に類するTシャツ含む)・寝巻き・靴下など色落ちしない水洗い可能なもので、高温乾燥及び漂白に耐えうる素材に限り、

尚、それ以外の衣類(洗濯サービスでは扱えない衣類：家庭用洗濯機、乾燥機にかけられない品やドライクリーニングなどが必要な特殊素材)やご希望のもの(革・絹・毛製品など)については、別途実費負担となります。洗濯サービスはノーアイロンです。アイロン仕上げをご希望の場合は別途実費にて承ります。

※6 池田クリニック、兵庫医科大学病院、池田病院、尼崎医療生協病院、近畿中央病院、

※7 交通費実費：公共交通機関の運賃、タクシー代、有料道路料金、駐車料金

※8 お見舞い訪問時に洗濯サービス(※5)、所定店舗への買物承り・お届、郵便物のお届、必要に応じて医療機関との情報交換等を行います。

入居一時金の「算定根拠」について

サンシティパレス塚口では家賃相当額について入居一時金方式を採用しております。

この入居一時金は、厚生労働省が老人福祉法第 29 条第 7 項の規定に定める「終身にわたって受領すべき家賃相当額の全部または一部を前払金として一括して受領するもの」で、その算定の基礎について、次の考え方に従っています。

$$\begin{aligned} \text{入居一時金} = & \text{1 ヶ月の家賃相当額} \times \text{想定居住期間 (月数)} \\ & + \text{(想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額)} \end{aligned}$$

上記のうち「想定居住期間 (月数)」と「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額」(以下、「想定居住期間等」といいます。)の具体的な算定方法は、厚生労働省が事務連絡 (H 24.3.16) で示した試算モデル等によります。

※算定にあたって、「想定居住期間」については、入居している又は入居することが想定される高齢者(母集団)の入居後の各年経過時点での居住継続率をもとに、全体の居住継続率が概ね 50% となるまでの期間を考慮して設定しています。

【 1. 入居一時金の設定 】

- ◎まず、当施設の入居時年齢を 70 歳～80 歳と見込み、上記の厚生労働省試算モデル (簡易生命表を用いたもの) に従い、公益社団法人全国有料老人ホーム協会が作成した試算モデルを使用して、男女別かつ年齢別の想定居住期間 (償却期間) 等を算出しました。
- ◎この算出結果に家賃の前払金の保全措置を講ずべき額、事業費、土地・建物の賃借料の条件を付加した結果、次のようになりました。

【平均想定居住期間 15 年】

【想定居住期間を超える費用の入居一時金総額に対する割合 15%】

サンシティパレス塚口ではこの結果に基づき、例えば 1 ヶ月当たりの家賃相当額 15.1 万円 (最多価格帯・千円未満切り捨て) について、以下の設定を行っています。

○入居一時金の額	3,200 万円
(内訳)	
・非返還額	総額の 15%・・・480 万円 (入居日の翌日から起算して 3 ヶ月を超えた場合は返還しない費用)
・返還対象額	総額の 85%・・・2,720 万円
(想定居住期間内に契約が終了した場合、契約終了日から想定居住期間満了日までの分を返金しません。)	

- 1 ヶ月当たりの家賃相当額は、開業前経費や建物賃料、管理事務費等を基礎として算定しています。
- なお、入居一時金には、対価性のない権利金等は含まれていません。